

子育て短期支援事業について

子どもを養育している保護者が、病気や事故、育児疲れなどで一時的に子どもを養育することが困難になったときに、児童養護施設に子どもを預けることができる事業です。「短期入所生活援助（ショートステイ）事業」と「夜間養護等（トワイライト）事業」があります。

1 事業の概要

事業名	利用要件	利用時間・利用期間
短期入所生活援助事業 （ショートステイ）	・保護者の病気、育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ、育児不安等の身体上または精神上の理由によるもの ・出産、看護、事故、災害、失踪等の家庭養育上の理由によるもの ・冠婚葬祭、転勤、出張、学校等の公的行事への参加等の社会的理由によるもの	宿泊を伴う預かりで、年6泊7日まで利用できます。 お子さんの受入時間 9：00～17：00 お子さんの引渡し時間 17：00 まで
夜間養護等事業 （トワイライト）	・保護者の仕事等の理由により、平日の夜間または休日に不在となる家庭	宿泊を伴わない預かりで、平日夜間または休日に年7日まで利用できます。 平日夜間の利用 17：00～22：00 休日の利用 9：30～17：00

2 対象児童

市内に住所を有し、満2歳以上小学生以下の児童

3 利用できる施設

児童養護施設 獅子吼園（茂原市小林 484 番地）

4 利用料

・短期入所生活援助（ショートステイ）事業

	保護者の区分	慢性疾患のある児童	2歳以上の児童
A	生活保護世帯	0 円	0 円
B	市町村民税非課税世帯	1,100 円	1,000 円
C	A、B 以外の者	5,350 円	2,750 円

・夜間養護等（トワイライトステイ）事業

	保護者の区分	夜間	宿泊 （左記の額に加算）	休日
A	生活保護世帯	0 円	0 円	0 円
B	市町村民税非課税世帯	350 円	350 円	350 円
C	A、B 以外の者	750 円	1,350 円	1,350 円